

一般財団法人島根県建築住宅センター個人情報保護要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の趣旨に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- 二 特定個人情報 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 文書等 建築住宅センターの役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該建築住宅センター役職員が組織的に用いるものとして、建築住宅センターが管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの
 - ロ 一般の県民の利用に供することを目的として管理されているもの
- 四 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(住宅センターの責務)

第3条 建築住宅センターは、この要綱の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じるものとする。

第2章 建築住宅センターが取り扱う個人情報の保護

(収集の制限)

第4条 建築住宅センターは、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集するものとする。

- 2 建築住宅センターは、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認められるときは、この限りでない。
- 3 建築住宅センターは、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき。
 - 二 法令等の規定に基づくとき。
 - 三 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - 四 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、個人情報をも本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(利用の制限)

第5条 建築住宅センターは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。)を当該建築住宅センター内において利用しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等の規定に基づくとき。

三 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 当該建築住宅センターの事務を遂行する上で当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

第5条の2 建築住宅センターは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該建築住宅センター内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、建築住宅センター個人の生命、身体又は財産を保護するために、特定個人情報を当該建築住宅センター内において利用する事ができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該建築住宅センター内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(提供の制限)

第6条 建築住宅センターは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人方法を除く。以下この条において同じ。)を当該建築住宅センター以外のものに提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

二 法令等の規定に基づくとき。

三 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。

四 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)に提供する場合、当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき

2 建築住宅センターは、個人情報を建築住宅センター以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 建築住宅センターは、法令等の規定に基づくとき又は公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、個人情報を建築住宅センター以外のものに提供しないものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第6条の2 建築住宅センターは、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該建築住宅センター以外のものに提供してはならない。

(適正管理)

第7条 建築住宅センターは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管

理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 建築住宅センターは、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(個人情報の保護管理者)

第8条 理事長は、個人情報の適正かつ安全な管理運用を図るため、総括個人情報保護管理者及び個人情報管理者を置き、必要な措置を講じさせるものとする。

- 2 総括個人情報管理者は事務局長とし、個人情報保護管理者は各業務担当者とする。
- 3 総括個人情報保護管理者は、本要綱の管理運用及びその見直し・改善に係る業務に従事するとともに役員及び職員（臨時職員を含む。以下「職員」という。）に対し、本要綱を周知徹底するための研修・教育を実施するものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、本要綱に基づき、所管する事務に関する個人情報の適切な管理運用を監督し、併せて業務の遂行を通じて所属職員に個人情報保護に関する教育を行うものとする。
- 5 総括個人情報保護管理者及び個人情報保護管理者は、研修・教育の実施状況を定期的に理事長に報告するものとする。

(委託に伴う措置)

第9条 建築住宅センターは、個人情報取扱事務を建築住宅センター以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにするものとする。

- 2 建築住宅センターから個人情報取扱事務の委託をうけた者は、前項の規定により明らかにされた措置に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等及び利用停止

第1節 個人情報の開示

(開示申出)

第10条 何人も、この要綱の定めるところにより、建築住宅センターに対し、文書等に記録されている自己の個人情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）(特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と称する。))は、本人に代わって開示申出をすることができる。

(開示申出の方法)

第11条 前条の規定に基づき開示申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を建築住宅センターに提出しなければならない。

- 一 開示申出をしようとする者の氏名及び住所(代理人が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名)
 - 二 開示申出に係る個人情報を特定するために必要な事項。
 - 三 その他建築住宅センターが定める事項。
- 2 開示申出をしようとする者は、建築住宅センターに対し、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）であることを証明するために必要な書類として建築住宅センターが定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 建築住宅センターは、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この

場合において、建築住宅センターは、開示申出者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(開示義務)

第12条 建築住宅センターは、開示申出があったときは、開示申出に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示するものとする。

一 法令等の規定により開示することができない情報。

二 法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）による開示申出がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報。

三 開示申出者（当該開示申出者が法定代理人（特定個人情報にあっては、代理人）の場合は、本人をいう。以下この号及び第17条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示申出者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示申出者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

四 法人その他の団体（建築住宅センター、国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると建築住宅センターが認めることにつき相当の理由がある情報。

六 建築住宅センター、国又は地方公共団体（以下「財団等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの。

七 法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの。

イ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ。

ロ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ。

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ。

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ。

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は建築住宅センターに係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ。

(部分開示)

第13条 建築住宅センターは、開示申出に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、

当該部分を除いた部分を開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第14条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、建築住宅センターは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第15条 建築住宅センターは、開示申出に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し建築住宅センターで定める事項を書面により通知するものとする。ただし、当該決定の内容が、全部を開示する旨であって、開示申出書の提出があった日に文書等の公開をするときは、口頭により通知することができる。

2 建築住宅センターは、開示申出に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示申出に係る個人情報を管理していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 建築住宅センターは、前2項の規定により、個人情報の全部を開示する旨の決定以外の決定をする場合は、各項に規定する書面にその理由を付記するものとする。

(開示決定等の期限)

第16条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、建築住宅センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、建築住宅センターは、速やかに開示申出者に対し、延長後の期間及び理由を書面により通知するものとする。

3 前項の場合において、建築住宅センターは、開示申出書が提出された日から起算して45日以内に決定するよう努めるものとする。

(事案の移送)

第17条 建築住宅センターは、開示請求に係る個人情報が記録された文書が他の機関で作成されたものであるときその他他の機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の機関と協議の上、当該他の機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送した建築住宅センターは、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときには、移送を受けた機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした建築住宅センターが移送前にした行為は、移送を受けた機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた機関が第16条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該機関は、当該個人情報を開示しなければならない。この場合において、移送をした建築住宅センターは、当該開示の実施に協力しなければならない。

(第三者の保護)

第18条 開示申出に係る個人情報に建築住宅センター及び開示申出者以外のもの（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、建築住宅センターは、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る個人情報が記録された文書等の表示その他建築住宅センターが定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 建築住宅センターは、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第12条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、「開示決定」に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 建築住宅センターは、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、建築住宅センターは、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

第19条 建築住宅センターは、開示決定をしたときは、速やかに開示申出者に対し当該個人情報を開示するものとする。

2 個人情報の開示は、個人情報が記録された文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、建築住宅センターが定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、建築住宅センターは、閲覧又は視聴の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された文書の保存に支障があると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

4 第10条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示申出の特例)

第20条 建築住宅センターがあらかじめ定めた個人情報について、本人が開示申出をしようとするときは、第10条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示申出を行うことができる。

2 建築住宅センターは、前項の規定により口頭による開示申出があつたときは、第15条から前条までの規定にかかわらず、当該建築住宅センターが定める方法により直ちに開示するものとする。

(費用負担)

第21条 この要綱の規定により文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 個人情報の訂正等の申出

(訂正等の申出)

第22条 何人も、第18条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、建築住宅センターに対し、その訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の申出をすることができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による訂正等の申出について準用する。

(訂正等の申出の方法)

第23条 前条の規定に基づき訂正等の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を建築住宅センターに提出しなければならない。

一 訂正等の申出をしようとする者の氏名及び住所（代理人が法人である場合にあつては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）。

二 訂正等の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項。

三 訂正等を求める内容。

四 その他建築住宅センターが定める事項。

2 訂正等の申出をしようとする者は、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類そ

の他の資料を建築住宅センターに提出し、又は提示しなければならない。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、訂正等の申出について準用する。

(訂正等の義務)

第24条 建築住宅センターは、訂正等の申出があったときは、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であることが判明したときは、当該個人情報の訂正等をするものとする。ただし、訂正等の申出に係る個人情報について建築住宅センターに訂正等の権限がないときその他訂正等しないことにつき正当な理由があるときを除く。

(訂正等の申出に対する措置)

第25条 建築住宅センターは、訂正等の申出に係る個人情報の全部又は一部を訂正等するときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正等の申出に係る個人情報を訂正等した上で、訂正等の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 建築住宅センターは、訂正等の申出に係る個人情報の全部を訂正等しないときは、訂正等しない旨の決定をし、訂正等の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 建築住宅センターは、前2項の規定により個人情報の全部を訂正等する決定以外の決定をする場合は、各項に規定する書面にその理由を付記するものとする。

(訂正等の決定の期限)

第26条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正等の決定」という。）は、当該訂正等の申出があった日から起算して30日以内に行うものとする。ただし、第23条第3項において準用する第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正等の申出に対する決定について準用する。この場合において、同条第2項中「開示申出者」とあるのは「訂正等の申出をした者」と、同条第3項中「開示申出書」とあるのは「訂正等申出書」と、「45日」とあるのは「60日」と読み替えるものとする。

第3節 個人情報の利用停止

(利用停止の申出)

第27条 何人も、第19条第1項又は第20条第2項の規定により開示を受けた自己の個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、建築住宅センターに対し、当該各号に定める措置の申出をすることができる。

一 第4条各号の規定に違反して収集されたとき、又は第5条の規定に違反して利用されているとき。当該個人情報の利用の停止又は消去。

二 第6条第1項又は、第3項の規定に違反して提供されているとき。当該個人情報の提供の停止。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の申出について準用する。

3 第1項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の申出は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(特定個人情報の利用停止の申出)

第27条の2 何人も、第18条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己の特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、建築住宅センターに対し、該当すると認めるときは、建築住宅センターに対し、当該各号に定める措置の申出を請求することができる。

- 一 第4条各号の規定に違反して収集されたとき、第5条の2の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。に記録されているとき。当該特定個人情報の提供の停止
- 二 第10条第2項の規定は、前項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の申出について準用する。
- 三 第1項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の申出は特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止の申出の方法)

第28条 前2条の規定に基づき個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を建築住宅センターに提出しなければならない。

- 一 利用停止の申出をしようとする者の氏名及び住所（代理人が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
- 二 利用停止の申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項
- 三 利用停止を求める内容及びその理由
- 四 その他建築住宅センターが定める事項

2 第11条第2項及び第3項の規定は、利用停止の申出について準用する。

第4節 他の制度との調整

(他の制度との調整)

第29条 この規定は、図書館その他これに類する施設において一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

- 2 第2節（第22条から第26条までを除く。）の規定は、法令等の規定により、個人情報(特定個人情報を除く。第3項及び第4項において同じ)が第20条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、適用しない。
- 3 第22条から第26条までの規定は、法令等の規定により、個人情報の訂正等を求めることができるときは、適用しない。
- 4 法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該法令等に訂正等の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの要綱の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第22条第1項の規定を適用する。

第4章 異議申出

(異議申出)

第30条 開示申出及び訂正等の申出に対する決定について不服がある者は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- 2 建築住宅センターは、前項の異議申出があった場合は、前項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるときを除き、当該異議申出の対象となった開示申出及び訂正等の

申出に対する決定について、再度検討を行った上当該異議申出をした者に対し、書面により回答するものとする。

第5章 雑則

(実施状況の報告)

第31条 建築住宅センターは、毎年度この要綱に基づく個人情報(特定個人情報を除く。)の開示等の実施の状況を島根県の所管課長に報告するものとする。

(制度の周知)

第32条 建築住宅センターは、県民がこの要綱を適正かつ有効に活用できるようにするため、この要綱の目的、利用方法等について周知を図るよう努めるものとする。

(委任)

第33条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、建築住宅センターが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第2章第2節及び第3節の規定は、平成14年8月29日以後に建築住宅センターの役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文章等について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年3月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。